

# 地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱

平成13年1月6日府政防第134号決定

平成21年3月31日府政防第194号改正

## (総則)

第1条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が地域防災拠点施設整備モデル事業実施要綱（平成13年1月6日付府政防第133号）に基づく事業を行うために要する経費に対し、予算の範囲内において、地方公共団体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等は別表に定めるところによる。

## (補助金交付の申請)

第3条 地方公共団体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1による申請書を大臣の定める期日までに、大臣に提出するものとする。

## (補助金交付の決定)

第4条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記様式第2による通知書により、その旨を地方公共団体に通知するものとする。

## (申請の取下げ)

第5条 適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の補助金交付の決定通知書を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3により、その理由書を添えて大臣に申し出るものとする。

(計画変更の承認等)

第6条 補助金交付の決定の通知を受けた後において申請書に記載された補助事業の内容又は経費の配分のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業実施地域

(2) 事業内容

別表に掲げる軽微な変更以外の変更

(3) 経費の配分

別表に掲げる軽微な変更以外の変更

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第5による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた地方公共団体は大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた地方公共団体は補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8による報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地方公共団体に通知する。

2 大臣は、地方公共団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第10条 大臣は、第6条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 地方公共団体が、適正化法、施行令又は要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 地方公共団体が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三 地方公共団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前条第2項及び前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、適正化法第19条の規定を適用する。

(財産の処分の制限)

第11条 適正化法第22条の規定による大臣の承認を受けようとするときは、別記様式第9による申請書を大臣に提出するものとする。

この場合において、当該財産を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の一部又は全部を国に納付させることがあるものとする。

2 地方公共団体は補助事業によって取得した施設について、大臣が別に定める期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、地方公共団体はあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(取得した財産の管理)

第12条 地方公共団体は、補助事業により取得した財産を事業完了後においても当該事業の目的に従って効率的に管理運営するものとする。

(利用状況等の報告)

第13条 地方公共団体は、補助事業の終了後においても、大臣の指示があるときは、補助事業に係る施設の利用状況等について報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助金の交付の決定を受けた地方公共団体は補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた地方公共団体は、別記様式第10による補助金調書を作成しておかなければならない。

(概算払の請求)

第15条 地方公共団体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第11による概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出するものとする。

(雑則)

第16条 地方公共団体が大臣に提出する別記様式第1、第3から第9まで及び第11に定める申請書等の書類は、正本一通、副本一通とする。

附 則

この決定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表 (第2条及び第6条関係)

事業	経 費	補 助 率 等	軽 微 な 変 更	
			事業の内容の変更	経費の配分の変更
地域防災拠点施設整備モデル事業	地方公共団体が地域防災拠点施設整備モデル事業実施要綱（平成13年1月6日付府政防第133号）に基づいて行う地域防災拠点施設整備モデル事業に要する経費（応急対策支援情報システム整備費を含み、用地費及び補償費を除く。既存庁舎のリフォームによる整備の場合、躯体工事費を除く。）	補助事業に要する経費の1/2又は250,000千円のうちいずれか低い額 （既存庁舎のリフォームによる整備の場合、補助事業に要する経費の1/2又は200,000千円のうちいずれか低い額）	次に掲げる変更以外の変更 1 建物の設置場所の変更 2 建物の構造又は階数の変更 3 建物の延べ面積の10%を超える増減 4 主要機能の変更	次に掲げる変更以外の変更 1 総事業費の2割を超える増減 2 工事費、測量試験費及び設計管理費、事務費の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の2割を超える額の流用

別記様式第 1

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり地域防災拠点施設整備モデル事業を実施したいので、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱（平成13年1月6日付府政防第134号）第3条の規定に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(ア) 建物の設置場所

(イ) 建物の構造及び階数

(ウ) 建物の延べ面積

(I) 主要な施設の内容

区 分	補 助 対 象 分	補助対象外分

(才) 事 業 量

区 分	補 助 対 象 分	補助対象外	計
総 量	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

3 工 期

着 工 年 月 日

竣 工 年 月 日

4 経費の配分（変更又は実績）

(1) 経費の総括

年度区分	事業種目	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 〔補助事業に〕 要した経費 (A+B)	負担区分		補助経 対象 助外費 (C)
				国補 助金 (A)	地方公共団 体負担額 (B)	
全体計画	1 工事費 2 測量試験費 及び設計管 理費 3 事務費 合計					
平成 年度（第一年度）						
平成 年度（第二年度）						
平成 年度（第三年度）						



(2) 工 事 費

年度区分	事業種目	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 〔補助事業に 要した経費〕 (A+B)	負担区分		補助経 費 対象 (C)	助外費
				国 補 助 (A)	庫 金 地 方 公 共 団 体 負 担 額 (B)		
全体計画	1 純工事費						
	2 諸経費						
	3 工事雑費						
	合 計						
平成 年度(第一年度)							
平成 年度(第二年度)							
平成 年度(第三年度)							

(3) 測量試験費及び設計管理費

年度区分	事業種目	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 〔補助事業に 要した経費〕 (A+B)	負担区分		補助経 対象 (C)	助外費
				国 補 助 (A)	庫 金 地 方 公 共 団 体 負 担 額 (B)		
全体計画	1 測量試験費 2 設計管理費  計						
平成 年度(第一年度)							
平成 年度(第二年度)							
平成 年度(第三年度)							

(4) 事務費

年度区分	事業種目	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 〔補助事業に 要した経費〕 (A+B)	負担区分		補助経 対象 助外費 (C)
				国補 助 庫 金 (A)	地方公共団 体負担額 (B)	
全体計画	旅 費 会 議 費 備 品 費 … 計					
平成 年度(第一年度)						
平成 年度(第二年度)						
平成 年度(第三年度)						

5 収 支 予 算  
1 収 入 の 部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
国庫補助金 地方公共団体負担額				
計				

2 支 出 の 部

事業種目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減

(注) 添付書類

1 事業計画書

2 工程表

番 号

年 月 日

殿

内 閣 総 理 大 臣

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付決定の通知について

平成 年 月 日付第 号で申請のあった平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付第 号で申請のあった地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額に

については、別に通知するところによるものとする。

総事業費 円

補助金の額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請者の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額の合計額に1/2を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか少ない額とする。
- 5 補助事業者は、本決定通知に定めるもののほか補助金に関する法令、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱（平成13年1月6日付府政防第134号）及び地域防災拠点施設整備モデル事業実施要綱（平成13年1月6日付府政防第133号）に従わなければならない。

別記様式第3

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付 第 号をもって申請した地域防災拠点施設  
整備モデル事業費補助金の交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、地  
域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱第5条の規定により申し出ま  
す。

記

別記様式第 4

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金について下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 変更理由

2 変更計画の内容

(注) 変更事項ごとに別記様式第 1 の様式に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容が対比できるよう作成すること。



別記様式第 5

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業中止（廃止）承認申請書

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により承認方を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置

別記様式第 6

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業事故報告書

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業に事故が生じたので、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 4 事故に対してとった措置及びとるべき措置

別記様式第7

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業遂行状況報告書

このことについて、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況の概要
- 2 補助事業費に係る収支の概要
- 3 補助事業の完了予定日

別記様式第 8

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知の  
あったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、地域防災拠点施設  
整備モデル事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式第 1 に準じて作成すること。) (注) 添 付 書 類

- 1 契約書等の写 ( 2 部 )
- 2 竣工検査調書の写 ( " )
- 3 出来高設計書 ( 計画書 ) ( " )
- 4 地域防災拠点施設の前面及び側面の写真 ( " )
- 5 補助金請求書 ( " )

別記様式第9

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業財産処分等承認申請書

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱（平成13年1月6日付府政防第134号）第11条第1項の規定により、承認方を申請します。

記

- 1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）をしようとする財産等
- 2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）を必要とする理由及び方法

別記様式第 10

平成 年度地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金調書

内閣本府 所管 内閣府

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入現額	科目	予算現額	うち 国庫補助 金相当額	支出済額	うち 国庫補助 金相当額	翌年度 繰越額	うち 国庫補助 金相当額		

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書き( )をもって附記すること。

番 号  
年 月 日

支 出 官

内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の長  
氏 名

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度地域  
防災拠点施設整備モデル事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

内 訳

国庫補助金額	円
既概算交付額	円
今回請求額	円
差引残額	円